

## 指定管理者に関する明示の規定（政令市比較）

都市名 (当初条例・施行年月) <当該部分の改正条例施行年月>	指定管理者に関する 明示の規定	審議会での審議状況、又は条例改正状況	
神戸市 (H10.4月)	無	審議中	
札幌市 (H8.4月) <改正条例 H15.10月施行>	有	条例改正済	
仙台市 (H9.10月) <改正条例 H15.12月施行>	有	条例改正済	
千葉市 (H8.4月)	無	中間答申 (H16.9月)	明示の方向 公の施設の指定管理者について、個人情報の保護に関する法律（以下「基本法」という。）の適用を受ける個人情報取扱事業者ではあるが、市との協定書等に個人情報について適切な保護措置を講じることを明記することを義務づけるべきである。さらに、条例において、受託業者に準じた責務規定を定めるべきである。
さいたま市 (H13.5月) <改正条例 H16.1月施行>	有	条例改正済	
横浜市 (H12.7月)	無	中間答申 (H16.8月)	中間答申では明示について言及なし
川崎市 (S61.1月)	無	答申 (H16.4月)	明示の方向 指定管理者についても、公の施設の管理を受託することから、受託者と同様の責務を負うこととなる。ただし、通常と異なり、複数年にわたり、受託することとなるので、管理の範囲に係る事項等を定める協定に個人情報の保護に関する規定を明記し、委託契約の中で協定を遵守することとすべきである。
名古屋市 (H8.10月) <改正条例 H16.4月施行>	有	条例改正済	
京都市 (H6.4月) <改正条例 H16.3月施行>	有	条例改正済	
大阪市 (H7.10月)	無	中間答申 (H16.5月)	明示の方向 条例中に指定管理者の保有する個人情報の一般的な取り扱いに関する規定を設けることが適当である。
広島市 (H8.10月) <改正条例 H16.4月施行>	有	条例改正済	
北九州市 (H4.10月)	無	審議中	
福岡市 (H3.9月)	無	審議中	